

# 公益社団法人 東京都足立区歯科医師会役員の報酬等及び費用に関する規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都足立区歯科医師会定款(以下「定款」という。) 第27条の規定に基づき  
本会役員に対する報酬等及び職務を行うために要する費用に関し必要な事項を定める。

## 第2章 報 酬 等

(報酬等の支給)

第2条 前条の規定する報酬等及び職務を行うために要する費用を支給する者は、定款第21条に規定する役員とする。

(費用の支給)

第3条 役員には、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の費用について支給  
することができる。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、別表に定める金額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給方法は次の各号による。

2 報酬 月額を翌月に支払うものとする。

3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退職した者の通職慰労金にあつては、その遺族。以下同じ) に支払う。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(規則の改廃)

第6条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 附 則

1. この規則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

| 役職   | 報酬月額 (一人あたり) |
|------|--------------|
| 会長   | 30,000円      |
| 副会長  | 23,000円      |
| 専務理事 | 30,000円      |
| 常務理事 | 23,000円      |
| 理事   | 19,000円      |
| 監事   | 19,000円      |

